

# 現行制度等における接続に関する 情報の取扱いについて

---

平成31年2月6日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 料金サービス課

1. 電気通信事業法(以下「法」という。)では、第一種指定電気通信設備との接続に関し、接続料・接続条件の公平性・透明性・接続の迅速性等を担保するため、接続約款、接続会計及び網機能提供計画の公表を義務付け。

また、同様の観点から、少なくとも第一種指定電気通信設備制度の創設時(平成9年～10年)より、接続約款の認可申請資料を一般の閲覧に供し、他事業者及び申請事業者の意見提出機会を確保するなど、議論自体の透明性向上にも取り組んできた。

2. 接続関連法令では、接続約款・会計及び網機能提供計画のほか、情報開示告示(※)により、次の情報の開示を義務付けているが、公表すべき範囲までは規定していない。

※ 平成13年総務省第395号(電気通信事業法施行規則第23条の4第3項の規定に基づく情報の開示に関する件)。指定設備約款に記載すべき接続手続(他事業者が接続請求等を行う場合の手続)の一部として必要な情報の開示を受ける手続があり、その具体的な開示情報の範囲・開示方法について定めるもの。

開示方法	開示事項
<p>無償による電気通信回線を通じた開示義務付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 接続の手続及び費用負担に関する情報(接続協議情報、接続料の原価算定根拠 等)</li> <li>・ 端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報(光ファイバの敷設計画、メタル回線の撤去計画 等)</li> <li>・ 特定接続の協議等に関する情報</li> <li>・ 通信用建物の概況に関する情報(收容局の位置情報、通信用建物ごとの空き場所の有無 等) 等</li> </ul>
<p>請求に応じ電磁的方法による速やかな開示を義務付け</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中継光ファイバに新たに空き芯線が生じた旨</li> <li>・ 通信用建物内に、新たに利用できる空き場所等が生じる予定時期及び生じた旨</li> </ul>
<p>上記以外</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 伝送路設備の敷設状況等に関する情報(敷設されている光ファイバの芯数・距離・経路、ダークファイバの芯数・距離・経路 等)</li> <li>・ 伝送路設備の線路条件等に関する情報(メタル回線の線径、收容局～利用者間の線路距離長 等)</li> <li>・ 特定区間に中継光ファイバの空き芯線がない場合における代替区間等に関する情報</li> <li>・ 通信用建物内の詳細状況に関する情報(收容局内の空き場所及び寸法、現に提供されていない主配線盤の位置 等)</li> <li>・ 電柱の詳細状況に関する情報(き線点の位置情報、電柱の添架の可否 等)</li> </ul>

3. 最近において、総務省から文書の要請等により開示又は公表を求めた主な事項は次のとおり。

(発出日が新しい順)

日付/文書番号	文書名	主な事項	開示/公表
平成30年5月25日 総基料第109号	平成30年度の接続料の新設及び改定等に関して講ずべき措置について(要請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>中継ダークファイバの接続料のように接続事業者に大きな影響を及ぼす金額変動について、毎年10月末の再計算報告に併せ、次年度の速報値の情報開示(変動についての説明を含む。)</u>を行うこと。</li> <li>・ <u>上記(略)の検討結果(情報開示の具体的な対象及び方法を含む。)</u>について、本年10月末までに報告するとともに、その後情報開示の具体的な対象及び方法を変更する場合には、その理由と併せて、当該変更を行う最初の情報開示の日までに報告すること。また、これらの報告内容については、上記(略)による情報開示と併せて開示すること。</li> </ul>	開示
平成30年3月23日 総基料第64号	接続料・接続条件等についての説明会の開催等について(要請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貴社が関門系ルータの増設を可能とする卸電気通信役務を提供する場合には、当該役務を提供する旨及びその具体的な提供条件や提供可否に関する回答が円滑に行われるための手続に関する情報を、同種の関門系ルータの接続料及び接続条件に関する情報に併せて、接続事業者・関係団体に開示すること。</u></li> </ul>	開示
平成29年9月8日 総基料第162号	コロケーション条件等の改善について(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第23条の4第2項第2号、平成13年12月27日総基料第492号関連)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>コロケーションが貴社の所有でない建物で行われる場合の空き情報等の開示(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号イ関連)</u> コロケーションが行われる建物が貴社の所有物でない場合や、コロケーションに際して接続事業者提供される電力設備が貴社の所有物でない建物に設置されている場合においても、当該建物や電力設備に関する空き情報等の開示を可能な限り行い、最新の情報にアップデートするよう、改善策を検討し、<u>その結果を平成29年11月末までに報告・公表されたい。</u></li> </ul>	開示
平成29年9月8日 総基料第162号	第一種指定電気通信設備との接続に関し講ずべき措置について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>第一種指定電気通信設備接続料規則(平成12年郵政省令第64号)第4条の表に掲げる各機能により接続するに当たって支払う必要が想定される接続料(1の金額を除く。)</u>であって、<u>網改造料等、あらかじめ具体額を見通すことが難しい算定方法により設定されている項目について、その見込み額に関する情報の提供のため、実績値の例を示す等、一層の透明化を図るための方策について検討し、検討の結果講ずることとした措置を平成29年12月末までに報告するとともに、その内容を公表されたい。</u></li> </ul>	開示
平成28年7月27日 総基料第133号	平成28年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定に関して講ずべき措置について(要請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>貴社の利用部門が利用しているNGNの網機能のうち、接続約款で明記されていない網機能及びその仕様について、提供するサービス、網機能及びその仕様の対応関係が明確になるように整理した上で、本年11月末までに総務省に報告するとともに、公表すること。</u></li> </ul>	公表 (一時的)
平成28年3月31日 総基料第52号	実績原価方式に基づく平成28年度の接続料の改定等に関して講ずべき措置について(要請)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>事前設置型の特設公衆電話について、平成27年度下期、平成28年度上期及び下期のその設置の状況等並びにこれを踏まえた今後の取組方針を、各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告するとともに、貴社において公表すること。</u></li> </ul>	公表 (一時的)

※ 上記要請事項は、近年の要請事項のうち、開示又は公表を要請している主な事項を抜粋したものである。

※ 上記要請事項はいずれも、総務省総合通信基盤局長名で、NTT東日本・西日本宛て発出されたものである。

4. なお、接続に係る事業者間の守秘義務(NDA)について直接規範を定める法令等の規定や要請等は、存在しない。